

地方公共団体の人事機関及び地方公共団体における 独自の給与抑制措置について

人事委員会及び公平委員会

人事委員会

人事委員会は、規模が大きく職員数が多いため人事管理がより複雑な地方公共団体に設置され、幅広い権限が与えられている。

1. 設置基準（地公法第7条）

都道府県及び指定都市は、人事委員会が必置

人口15万以上の市及び特別区は、人事委員会又は公平委員会を選択設置

2. 権限（地公法第8条）

準司法的権限

職員の身分と権利を保護するため、任命権者が職員に対して行った不利益処分等について、準司法的な審査等を行うこと

準立法的権限

人事行政についての専門機関として専門的、技術的な問題を担当し、必要な人事委員会規則等を制定すること

行政権限

任命権者の人事行政の公正性を確保するため必要な勧告及び競争試験等を行うこと

労使関係のルール化のための第三者機関として職員団体の登録等の事務を行うこと

3. 設置数

67 (平成19年2月現在)

公平委員会

公平委員会は、比較的規模の小さい地方公共団体に設置され、権限も限定されている。

1. 設置基準（地公法第7条）

人口15万以上の市及び特別区は、人事委員会又は公平委員会を選択設置
人口15万未満の市、町、村及び一部事務組合は、公平委員会を必置

公平委員会を置く地方公共団体は公平委員会を共同で設置し、又は他の地方公共団体の人事委員会に公平事務の処理を委託することができる。

2. 権限（地公法第8条）

準司法的権限

職員の身分と権利を保護するため、任命権者が職員に対して行った不利益処分等について、準司法的な審査を行うこと

準立法的権限

準司法的権限と職員団体の登録に関する事務等に関して、準立法的権限として規則を制定すること

行政権限

職員団体の登録等の事務を行うこと（条例で定めるところにより競争試験等を行うこと）

3. 設置数

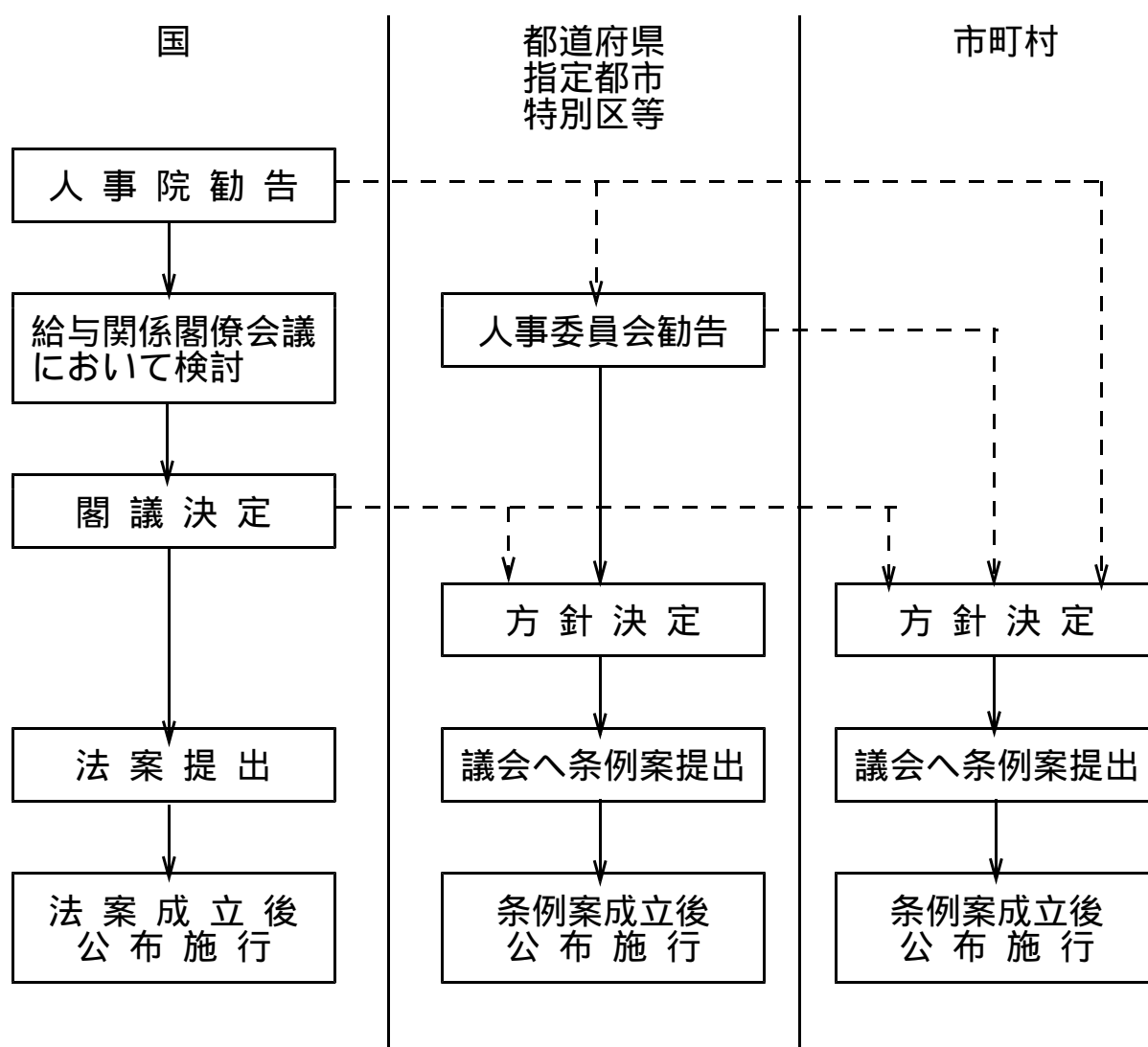
1, 161 (平成18年4月1日現在)

給与改定の手順

人事委員会が置かれている団体（都道府県、指定都市及び特別区等）においては、人事委員会の勧告（地公法第26条）等を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。

人事委員会が置かれていない団体（一般市町村）においては、国の取扱いや都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。

いずれの場合においても、住民の代表で構成される議会の議決により、給与条例を改正することとなる（地公法第24条第6項）。



地方公共団体における独自の給与抑制措置について

税収不足などに伴う地方財政の逼迫 
 一時的な措置として、それぞれの団体が条例改正等を行い実施。

1,149団体が、年額約1,650億円を抑制

(平成18年4月1日現在調査)

都道府県・指定都市における地方公務員(一般職)の給料削減率

(平成18年4月1日現在)

削減最高率	給料削減を実施している地方公共団体(抑制措置の内容)
8% ~	北海道(10%)、島根県(10~6%)、香川県(9~3%)、愛媛県(8~3.5%)、広島市(9~3%)
5% ~ 8%未満	青森県(6~2%)、新潟県(5~1%)、富山県(5%・3%)、滋賀県(5~2%)、鳥取県(5~3%)、岡山県(6~2.8%)、広島県(7~3%)、高知県(5%・3%)、堺市(5%・3%)
3% ~ 5%未満	千葉県(3~1.5%)、神奈川県(4%)、奈良県(4~2%)
2% ~ 3%未満	山梨県(2%)、大阪府(2%)、和歌山県(2%・1%)、福岡県(2%)、大分県(2%)、鹿児島県(2%)、名古屋市(2%・1%)